

【令和 7 年度 第 2 回新潟県最低賃金専門部会 議事録】

1 日 時 令和 7 年 8 月 1 日(金) 9:30~11:30

2 場 所 新潟美咲合同庁舎 2 階 新潟労働局 会議室

3 出席者

公益代表委員 佐々木部会長、長谷川部会長代理、磯部委員

労働者代表委員 遠藤委員、田辺委員、櫻井委員

使用者代表委員 徳武委員、八木委員、竹越委員

事務局 中井労働基準部長

金丸賃金室長、金安賃金室長補佐、石田賃金係長

4 議題

(1) 新潟県最低賃金の改正について

(2) その他

5 資料

配布資料のとおり

6 議事内容

[事務局] 賃金室長補佐

ただいまから令和 7 年度第 2 回新潟県最低賃金専門部会を開会いたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は委員の方、皆さん全員 9 名ご出席となっております。ですので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項、また審議会令第 6 条第 6 項の規定によりまして、本専門部会は有効に成立していることをご報告いたします。

また、本専門部会につきましては公開となっております。本日、傍聴については 3 名の方が見えられています。取材の方につきましては、今日は見えられません。

それでは議事進行、部会長にお願いいたします。

[佐々木部会長]

皆様おはようございます。本日の議事に入りたいと思います。

まずは事務局より資料の説明をお願いいたします。

[事務局]賃金室長

よろしくお願ひします。資料No.5までのものをお配りしております。

まず、資料No.1ですが、「最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表」になってございます。985円のところから1円ずつ上げていった場合の影響率、未満労働者の数を書いております。これは、この6月に調査した結果でございます。途中から、金額ですが、一番後のところにそれをグラフ化したものが付いております。「時間額に対するその該当労働者数の分布」、1,000円のところでやはり人数が多くみられる、そこから増えていくような累計の表となっております。

続いて資料No.2ですが、月例経済報告の7月の一番新しいものになっております。中央の審議会でも使われているものになります。たくさんありますので、あとで見ていただければと思います。

その次に資料No.3、2025年上半期の新潟県企業倒産状況、東京商工リサーチのもの。倒産数、負債の状況です。過去から分かるようなものになっております。直近についてはそのデータ、今後の見通しというものが資料にもなっております。

資料No.4、第180回中小企業の景況調査ということになります。調査機関は独立行政法人、中小企業基盤整備機構になります。それぞれ、D Iの全国的なものが載っております。

続いて、資料No.5になります。毎月勤労統計調査地方調査結果ということで、7月31日に発表されたものをここに付けさせていただきました。実質賃金、そういうものが載っているという資料になっております。

机上配布ということで、労働者側の委員からいただいた第2回専門部会の労働者代表委員提出資料というものと、使用者側八木委員からいただきました新潟県中小企業団体情報連絡員調査のD Iの資料をお配りさせてもらっておりますので、ご確認いただきますようお願いします。

続いて、前回の時に徳武委員から質問をいただきました、基礎調査の関係業種と規模の選定について、確認しましたので、それについてご説明します。

[事務局]賃金係長

前回ご質問いただきました最低賃金に関する基礎調査において、業種を限定して調査しているのはなぜかというようなご質問があったと思います。その回答をさせていただきたいと思います。

調査の仕様に理由が記載されていないため、本省へ確認いたしました。

最低賃金に関する基礎調査は、最低賃金審議会の審議に資するため、中小、零細事業所の

労働者の賃金の実態を把握することを目的として毎年実施しているものです。

その目的から、比較的、賃金の低い層の多い業種3業を調査するために、業種を限定しているところでございます。また、調査対象の業種については全国で統一されており、新潟県独自に選定しているものではないというところも申し伝えさせていただきたいと思います。

[事務局]賃金室長

事務局からは以上でございます。

[佐々木部会長]

ありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、ご質問はございますか。

ないようですので、早速ではありますが、新潟県最低賃金の改正について審議を行います。

まずは前回7月30日の第1回専門部会におきまして、労使双方から最低賃金改正に係るご意見、考え方をお聞きいたしました。本日は、さらに最低賃金の改正に関しまして、景況、改正額など具体的にご説明をいただきたいと考えております。

本日は使用者側委員からまずはご説明をいただきたいのですが、よろしいでしょうか。

[使用者側 徳武委員]

私どもから、私どもの委員には、日本金属ハウスウェア工業組合の副理事長を務めておられます竹越委員と、中小企業団体中央会の専務理事を務めておられます八木委員がおられますので、前回、基本的な考え方などをご説明しましたけれども、より中小企業の実態について補足させていただいて、その後、私から今回の改正案についての考え方をご説明したいと思います。よろしくお願ひいたします。

[使用者側 八木委員]

新潟県中小企業団体中央会の専務理事の八木でございます。私からは、直近の県内中小企業の状況について、私ども中央会で毎月毎年行っております調査結果に基づきましてご説明させていただきます。

お手元にお配りいただいております使用者側資料No.1という資料につきまして、新潟県中小企業団体情報連絡委員連絡員調査というペーパーをご覧ください。

これは、業界の景気動向、全業種D I値ということで記載されておりますけれども、令和6年6月から令和7月6月までの毎月調査したものをまとめたものでございます。

県内、中小企業団体中央会、約 640 の会員がありますけれども、企業の組合、中小企業の組合ですけれども、そのうち、業種網羅的に 60 組合の情報連絡員で毎月報告をしてもらっています。業況の D I 値の関係の調査とか、いろいろなところで調査されていますけれども、県内金融機関などでも行っておりますけれども、多分、調査対象企業は、それらの調査と比べまして小規模の企業の割合が多くなっているといふうにとらえてございます。

4 項目、売上高、収益状況、業界景況、資金繰り、各項目の D I 値を毎月集計しているものを、グラフと、グラフの下には数値ということで D I 値の表を付けてございます。それぞれ、グラフと数値を見比べながらご覧いただきたいと思いますけれども、まず、売上高 D I。赤紫色の破線のグラフですけれども、ご覧いただきますとおり、令和 6 年 8 月には 11.7 ポイントということで、売上高ですので価格上昇によって上向いたというところでござりますけれども、その後、発注の抑制ですか買い控えなどの影響によりまして落ち込んでまいりまして、令和 7 年 5 月にはマイナス 26.7 ということで大きく落ち込んでいるというところでございます。その後、マイナスが続いているということです。

次に収益状況 D I のところ、薄緑色の破線ですけれども、ご覧いただきますとおり、一貫してマイナス値が続いております。令和 6 年 6 月はマイナス 16.7 ポイントということでたけれども、その後さらに落ち込み、令和 7 年 6 月ではマイナス 26.7 ポイントということで、収益確保にだいぶ苦労している、苦しんでいるというような状況がこれで見て取れると思います。

次に景況 D I。赤色ですけれども、ご覧の令和 6 年 6 月のマイナス 31.7 ポイントということでしたけれども、令和 7 年 6 月ではさらにマイナスとなりましてマイナス 35.0 ポイントということで、景況の落ち込みが続いているということをあらわしてございます。

最後に資金繰り D I。濃い青ですけれども、令和 6 年 6 月にはマイナス 16.7 ポイントでしたけれども、その後マイナスが続きまして、令和 7 年 6 月にはマイナス 20.0 ポイントということで、資金繰りに苦しんでいる状況が続いているということをあらわしてございます。

この調査にあたって、数値ばかりではなくて実情についてコメントがあるものを少しまとめたものが下に書いてありますけれども、ご覧いただきますと、これで申し上げますと、製造業においては、原材料費、燃料費、人件費等の増加とともに、十分な価格転嫁が行われていないこと。先行きの見通しが不透明なことによる発注控えですか、販売不振によりまして収益状況が厳しいということ。非製造業では、小売業で買い控えによる売り上げ減少や、建築関係で移動費や人件費等の上昇の中で価格交渉を何度も行わなければならない。その価格交渉の負担も大きいという実情の報告がございます。

まとめて申し上げますと、県内の中小企業の景況は決して好転はしていないということがこれで理解できると思います。また、続く人手不足と物価の上昇から、県内中小企業においても、賃金引上げにより労働条件の改善と省力化投資を進めておりますけれども、企業収益が改善されない中で、防衛的賃上げで収益を削り、さらに人手不足が続く中で事業と従業員の雇用を継続できるよう、人手は少なくとも事業継続をしていくための設備投資に取り組んでいる、そうしなければならない状況にあるということでございます。

景気動向に関しては、いろいろな調査で、総括判断で持ち直しているという判断がありますけれども、それからしますと、企業業績がよくなっているのではないかというような捉え方もありますが、その内容を見れば、決して楽観できるものではないということが分かると思います。

例えば第1回専門委員会で配布されました新潟県の経済動向、ご覧いただいたと思いますけれども、それによると、企業の設備投資が増加となっておりますけれども、これは、今ほど申し上げたように、事業継続と現在の雇用確保のために、収益を省力化のための設備投資に振り向いていることだと分かりますし、企業収益につきましては、製造業で減益となっておりまして、非製造業では増益となっているものの、昨年以前の落ち込みとの比較でございますので、見通しという意味で2025年度の計画を見てみると、全産業で11.3パーセントの減益の見通しとなっておりまして、明るい先行きの見通しではないということを示していると思います。これは大手企業も含めてのトータルの数字ですので、先ほどの私ども調査で、直近の足元の状況、実感ということも含めてご説明しましたとおり、県内中小企業では、今後、景気が良くなる見通しがなかなか立て難いというのが実感であろうと言えると思います。

価格決定力によって自ら収益を生み出して、それを原資に大幅賃上げができる大企業と異なりまして、中小企業、小規模事業者では、原材料価格の上昇を十分に価格転嫁できない中でも、物価上昇もありますので、できる限り賃上げに努力しているということが現状でございます。

以上、県内の中小企業は、物価上昇や人材確保の観点から、賃上げは必要と考えておりますけれども、しかしながら、最低賃金の引上げを検討するにあたりましては、県経済を支える中小企業、小規模事業者、最低賃金の変動による影響が大きいのは中小企業ですので、この事業継続と雇用の維持継続を前提として、企業の支払い能力の範囲で行うことが必要だと考えてございます。

強制力を伴います最低賃金の引上げが企業の賃金支払い能力を超えた大幅なものとなつた場合には、企業が事業継続と雇用維持を断念せざるを得ない状況に直面するというもの

でございます。引上げ額が多くなるほど経営環境が厳しい小規模事業者の事業継続の可否に大きな影響を及ぼすものでありますことから、委員の皆様には、最低賃金がセーフティネットであって、地域における 3 要素による合理的なものに基づいて決定しているという我が国の最低賃金制度に則りまして、県内経済の現状と県内中小企業の経営状況を踏まえた議論を行っていただきますよう、お願いを申し上げるところでございます。

最後に、少し付け加えますと、昨年の本県の地方最低賃金の引上げ率は 5.8 パーセントということでございました。公益見解におかれましては、新潟市の頻繁に購入する品目の消費者物価の試算値から 5.8 パーセントであったということが言質されたものではないかととらえているところでございます。

この新潟市の頻繁に購入する品目の消費者物価の試算値、これは公表された統計値ではありませんでしたし、審議会の資料としても提出されておりませんでした。したがいまして、その値も、正否ですとか適否も不明なまま引用されて決議されたということがございました。

この審議会では、合理的な根拠に基づき審議されるべきものと考えますので、本年度の審議におきましては、根拠として用いる数値、データにつきましては、なぜその、例えば先ほどの頻繁に購入する品目ということであれば、なぜその品目を使うのかという理由も含めて明らかにしていただく。そして、その数値の内容等、根拠を含めて示していただくということを要望するところでございます。

最後になりますけれども、賃金は企業が継続的に支払うものであることから、最低賃金引上げを一時的な補助金で補填するということではなくて、景気浮揚によりまして、日本経済と県経済の拡大の中で、中小企業、小規模事業者が賃金引上げと生産性向上に取り組み、労務費上昇分と成長投資のための原資である収益を確保できるよう、国において一層の対策強化を行うとともに、全ての中小企業、小規模事業者に支援が継続的に行き届くようになるよう改善を進めるようお願いを申し上げるとともに、本審議会におかれましても、このことを強く要望することをお願いして、私の説明を終わります。

[使用者側 竹越委員]

日本金属ハウスウェア工業組合、副理事長をしております竹越と申します。今日は、県内の業界団体の代表といいますか、そういう形で述べさせていただきたいと思います。

資料に関しては、特に、準備ができなくて用意してございませんが、実は、7月 30 日に業界で、ハウスウェア工業組合で、組合員 47 社おりますがアンケート調査をして、最低賃金に関するものを数点あげてきましたので、その結果を発表して、それから私の意見を

述べさせていただきたいと思います。

まず、いろいろ、先ほどもそうですけれども、以前もそうですけれども、業況に関するいろいろな資料が出てございますが、私どもの組合の内部で業況の調査を、直近のものをいたしました。その中で、端的に言いますと、回答が 28 社ありましたけれども、業況、受注減、売り上げ減という、要するにマイナスの回答をした会社が 21 社、これはダブルのところもあるのですが、コスト増により「収益が圧迫」が 9 社。いわゆる「よい」と答えた会社が 2 社。「例年と変わらない」と答えた会社が 2 社ございました。

代表的な意見を発表させていただきますと、諸事業の値上げと注文不足で苦しい状況でいる、業界全体の動きが悪いと感じる、値上げはできているのですが受注数量が減少しコロナ前の水準にすら戻っていない。要するに、コロナで沈んだまま、ずっと現状続いているということでございます。そういう会社もございます。全体的に悪い影響が非常に多いということになっております。

その次に、今後の見通しについても話を伺いました。悪い方向に考えているというのが 15 社、横ばい 2 社、良い、良くなるだろうととらえている会社が 2 社。不透明である・分からないと考えているという会社が 9 社ございました。それについて代表的な意見を述べさせていただきますが、我々は金属加工のメーカーの集まりですので、それに特化した感じにはなるのですが、悪い方として、引き続き厳しい。食料品の価格上昇で家庭よりお金が回らない。要は、生活をする上で絶対的に必要なものにお金を使うことによって、いわゆる家庭用品、我々は例えば家庭用品というと鍋とかいろいろそういう金属加工の商品を作っておりますが、そういうところにまでお金が回ってきていない。最近の物価上昇が全体的に影響しているという話でございます。

もう一つ、一部価格転嫁もできているが大変痛手である。これは、同じ考え方だと思いますが、後、東南アジアの安価なものに移行されるケースがあり、厳しい見通しである。ということが、悪い理由の状況でございます。

不透明と答えられた会社さんもありますが、これに関しては、足元の受注に関しては比較的安定していると判断するが、長期的にはインフレの影響や、まさに今日、米国の関税とかいろいろ発動しましたけれども、米国による関税問題等の不透明感は払しょくできないというところです。実際、我々の業界も、貿易に絡む会社もまあまあありますので、その辺について非常に心配しているという回答がありました。

もう一つあげますと、不透明だからと書かれていらっしゃいますが、さらなる賃金引上げとなると、内助の原価を上げざるを得なくなる。物価高が定着する中、先行き不透明であるというようなことで、今後、どの程度物価が上がっていくか、そういうことが見てこない。

金利の上昇を含めてなのですが、分からぬといふことが正直なところであるということ、やはり不透明、分からぬといふのは、私としては不安のほうが大きいのではないかと捉えています。

次に質問したのは、昨年、最低賃金の引上げたときにどのような対応をされたかという質問をしました。その中で、実際に最低賃金を下回る従業員がいたため賃金を引上げたという会社が7社ございました。最低賃金を下回る従業員がいなかつたために引上げなかつたという会社は4社。もう一つ、これが肝心なのですが、最低賃金を下回る従業員はいなかつたが引上げたという会社が17社ございました。これに関して言うと、今後の賃金上昇に対応するために、それを見越した上で引上げたというような書き方をする会社さんがおられました。

その次に、賃金引上げに伴う人件費の増加に対して対応をどのように主にされていますか、していますかという質問をいたしました。基本的には、価格に転嫁、コスト削減とともに、それをミックスした会社もあると思うのですが、それがそれぞれ20社、13社ございます。ただ、対応をとれず収益を圧迫という会社も7社ございました。もう一つ、これは特筆というか、人員削減と答えた会社も1社ございました。人員削減については、製造についてどのように対応するかというところまでは、書いておられなかつたのですけれども、これは、私としては特筆するような回答がありました。

最後にもう一つ質問したものです。賃金引上げ、これは必要な流れではあると思うのですけれども、引上げに対して、どうすれば引上げたものの対応を達成できるようになったのか、要はその会社がどのように対応しますかという質問をさせていただきました。

その中で、いろいろな書き方といいますか言い方もいろいろあるのですけれども、主だった感じでいうと、やはり、政府による景気浮揚策であるとか、国からの財源の補助が必要であるとか、設備投資、修繕費にも補助金を出してくれれば可能かもしれませんというような感じで、やはり国の政策の後押しを期待している会社が多いということでございます。先ほども少し出たのですけれども、ここの中でも、同じ会社かどうか分かりませんけれども、人員整理で人件費を削減というような会社もございました。

あともう一つ、これも私はいろいろ大変なことになるのではないかと思ったのですけれども、要は、中小企業は基本的に年功序列賃金であったりとか、そういう会社がほとんどなのですけれども、そういう会社まで、賃金カーブ、いわゆる年功序列で賃金がだんだん上昇していくところの見直しをする。何が起こるかというと、最低賃金だけ上がって、要は、年功序列、どんどん上がる賃金カーブが緩やかになっていく。そういう形です。そうすると、最低賃金を上げたのはいいのだけれども、そのほかの均衡、少し上の人であるとか、

そういうところに多大な影響が及ぶのではないかと、そういう回答がありました。

このような感じで質問、まとめきれなくて申し訳ないと思っているのですけれども、私としては、基本的に申し上げたいことは、業況の、本当に、先ほどの説明にもありましたけれども、中小企業にとって決して良いとは言えません。本当に先行き不透明で、私個人的にも、不透明、いろいろな経済の情勢が、明日になったら何かがひっくり返っていることがあるみたいなそういう状況でありますので、その辺を考慮いただきたいということが1点。

それから、今お話ししたとおり、賃金の引上げは重要なことではあるのですけれども、それによって人員削減であったりとか、ほかの人の給料に影響が及ぶ、及ぶかもしれない、要は、そういうことは本末転倒である。

何が言いたいかというと、賃金を上げることによって、政府の方針、昨日はまだ決まらなかつたですけれど、景気浮揚を考えて賃金を使ってやっていくというようなことは、少し、私としては本末転倒な感じがいたします。先にするべきは景気浮揚というふうには考えておりますので、その辺のところを十分に考えていただきて、この審議会の中で、先ほども説明がありましたとおり、きちんとデータに基づいて、みなが納得できるように審議をして、いろいろ、こういう賃金、雇用問題や最低賃金を決定していくという、そういうきちんとしたプロセスを踏んでいただきたいと思っておりまして、私の意見といたします。

もう一つ、最後に、先日も話をしたのですけれども、やはりそういうデータ、企業に対してきちんと3要素、それを本当にきちんと入れて、余計な情報ではなくて、きちんと3要素できちんと審議をするというようなことを強く希望したいと思います。以上です。

[使用者側 德武委員]

私どものほうから、私どもが考えます今回の引上げ額についてご説明をしようと思うのですが、その前に、昨日、私がお話をした話の中では、お話しなかったのですけれども、ぜひ皆さんに知っておいていただきたいことがありますので、それについて少しだけお話をさせてください。

昨日のお話の中で、働く人も、私も働いているのですけれども、働く人もそうだし、事業者のほうもいろいろ物価高やエネルギーの高騰やらで、大変ですよねというお話をしましたけれども、それを否定された方はおそらくいらっしゃらないと思いますけれども、特に事業者にとってはもう一つ頭の痛いことがあります。それは、金利が上がってきていることです。この辺は、金利はいろいろなものがありますけれども、あまり細かくご説明しませんが、その中で何が一番困るかというと、制度融資というものがあるのですけれども、皆さん、ご存じでしょうか。おそらく、ご自身で商売をされていない、会社を経営されていな

い方はあまり耳慣れないと思うのですが、これは、事業資金の融資の一つなのですから、県とか市町村が金利とか融資の要件を決めて、金融機関がその要件に沿って貸しますというものです、主に中小、小規模事業者さん向けの融資ということでございます。もちろん、金融機関も審査して、この人は返せないなと思えば貸してくれないわけですが、趣旨としてはそういう趣旨の融資です。

先般、新潟市、例えば新潟市もいくつか制度融資をやっていて、1種類だけではなくていくつか種類を持っているのですけれども、確かに一律だと思いますけれども、金利を上げます、0.15パーセント上げますというようなことを確か発表されていたと思います。

おそらく、どこの市町村さん、全国的にそうだと思うのですけれども、今、国債の金利が非常に上がっていますので、こういった制度融資の金利も上がっていくということが予想されます。特に中小、小規模事業者さんは、借入をしないで事業ができているという方のほうはどちらかというと少なくて、やはり借入をせざるを得ない。特に新型コロナ感染症以降、コロナのまん延以降、そういう状況の方が多いと思うのですけれども、その方たちにとって、金利が上がるということは、物価が上がるとか人件費が上がるということと同じようなことになりますし、一番悩ましいのは、では原材料価格が上がったので価格転嫁しましょうとか、人件費が上がったので価格転嫁しましょうということはありますけれども、例えば、うちは借入が多くて金利が上がったため価格転嫁させてくださいということが言えますかということで、そういったことが実際にビジネスの場で聞いてもらえるのかというところが、そういうことはなくて、そういった意味で事業者はそういったものを抱えているということでご理解いただきたいと思います。

長くなりましてすみません。今回の最低賃金の審議にあたって、私どもが考えております引上げ額についてご説明いたします。

まず金額から申し上げますと、4.1パーセント、40円を引上げて1,025円とすべきと考えております。

その理由についてですが、まず今回は三つの数値を参考として考えております。

一つ目は、第2回本審の資料No.4、同じものを私ども専門部会で私もいただいた資料にもありますが、今資料をめくらないあとで見ていただければいいと思いますけれども、何かというと、厚生労働省の令和7年度賃金改定状況調査、第4表②、これはよく第4表と言われていますけれども、ここで、新潟県が属するBランクのパートタイマーの賃上げ率が3.5パーセントとなっていること。

二つ目として、同じく本審で配られた資料にもありました、新潟県の毎月の勤労統計調査、4月分の従業員規模5人以上、所定内の給料と労働時間、これから算出しました時間給

の換算額の前年同月比増加率が 3.7 パーセントとなっていること。

三つ目として、これは、資料はお配りしておりませんけれども、5 月 26 日に新潟商工会議所さんが発表されました令和 7 年度賃金改定および採用状況に関する緊急調査結果というものがあるのですが、そちらによりますと、何らかの形で賃上げを実施された企業さんが 6 割あって、その平均が 3.89 パーセントであったということです。

これらは、賃金の状況あるいは通常の事業の支払い能力の実勢を端的に表しているものであると考えております、以上を勘案して、3.9 パーセント、985 円に対して 38 円の引上げ額を考えたところであります。

しかしながら、先日お聞かせいただきました労側の考え方と隔たりがあり、歩み寄りとして、また最低賃金近傍の方への配慮として 2 円を積み上げたということでございます。この 1,025 円で 1 か月 173.8 時間働きますと、17 万 8,145 円となります。この金額は、先日の専門部会でお示しした試算値、物価上昇率を考慮しました標準生計費、15 万 1,507 円を約 18 パーセント、2 万 6,000 円上回り、愉楽生計費といわれるものに近い水準となります。

さて、2 円積み上げたことにつきましては、たったそれだけかともしかして思われている方もいらっしゃるかもしれません。しかしながら、現実の事業におきまして 1 円のコストダウン、あるいは 1 円の利益を積み上げる、1 円の価格転嫁交渉というのは容易なことではありませんし、むしろ、そういったことは私よりも現場の近くにいらっしゃる労側委員の方のほうがよくご存じなのではないかと思っておりますが、規模の小さな事業所、利幅が薄い商いをしている業者さんではなおさら難しいことでございます。

また、もう 1 点考慮すべき点がございます。それは、最低賃金は全ての事業者に一律に適用され、それを下回れば法令違反として罰則が課せられるというものでございます。つまり、言い換えれば、私たちはこの罰則を科すラインを決めようとしているということでございます。引上げ額が 40 円と決まれば、どのような事情があろうと 40 円の引上げができなければ罰せられるということになります。あるいは、40 円に見合う収益の増加ができないれば、先ほどのお話にもありましたけれども、収益に見合うまで人数を減らすか、事業の縮小や、最悪、廃業を考えるしかありませんし、そうしたことは、最低賃金の近傍で働く方たちの選択肢を狭めることにもつながります。

先ほど、私たちの提示する金額が、実勢を反映したものと申し上げました。もちろん、これができる事業者はいると思いますし、できるのにやらないということがあってはならないと思いますが、40 円でも厳しいという事業者も少なくありません。しかしながら、こうした事業者の方でも、実勢がそんならしかたがないと納得してもらえる金額ではないかと考えております。

政府は、2020 年代に最低賃金の加重平均 1,500 円にするとの目標を掲げております。今朝のニュースを見ますと、中賃では 6 パーセント、63 円以上の目安で調整しているという報道もありましたが、政府の目標達成のためには年平均 7.3 パーセントを引上げていくことが必要です。ということは、いかなる事業者も、大企業などをはるかに超える賃上げを続けていかなければ罰するぞということになりますが、中小、小規模事業者を取り巻く現状に鑑みれば、私たちはこれに賛成の手を挙げることはできません。

以上から、私たちは、これが今精一杯の金額だと考えております。

[佐々木部会長]

ありがとうございました。

ただいまの使用者側のご説明に対しまして、労働者側から何かご質問ございますでしょうか。

ないようですので、次に、労働者側から、景況であるとか改正額などの具体的なご説明をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

[労働者側 遠藤委員]

よろしくお願ひいたします。

労側が考えます金額ですか対応等考え方につきまして、本日はお配りした資料等をご覧いただきたいと思っております。それぞれ、生計費、賃金、支払能力の 3 点から、資料をまとめさせていただきましたので、本日は、田辺委員、櫻井委員、そして私と、それぞれ交代させていただいてご説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

[労働者側 田辺委員]

皆さん、おはようございます。労働者委員の田辺です。よろしくお願ひいたします。

まず私のほうからは、生計費について少しお話をさせていただきたいと思います。

本日お配りした資料にはありませんけれども、改めて、消費者物価の関係に触れておきたいと思っています。第 2 回本審資料No.16、消費者物価指数、持家帰属家賃を除く総合で、新潟市は前年同月比 3.8 パーセントで、全国平均と同水準となっています。2025 年 1 月から 5 月までの全国平均を上回る状況が続いていました。

厚生労働省が 7 月 7 日に公表した毎月勤労統計調査では、実質賃金が 5 か月連続マイナス。第 2 回本審資料No.15、毎月勤労統計調査地方調査結果、新潟県の第 3 表、実質賃金賃金、現金給与総額および第 4 表の実質賃金指数、きまって支給する給与、ともにマイナスで

あることから、物価上昇の影響は引き続き大きいことを改めて認識する必要があると考えています。

今日お配りした資料のスライド 2 をご覧ください。新潟市の標準生計費について触れたいたいと思っています。令和 5 年 4 月の標準生計費合計は 10 万 7,420 円、令和 6 年 4 月の標準生計費合計は 11 万 7,790 円で、1 万円程度動いています。物価上昇の影響は、標準生計費からも見て取れると思っています。なお、令和 6 年 4 月の全国の標準生計費は令和 5 年 4 月を下回っていることから、新潟市は全国よりも物価上昇などの影響が大きいものと考えています。

次、スライド 3 をご覧ください。枠内の 3 段目になりますが、生活保護との比較にも触れたいと思います。第 1 回専門部会資料 No.7 では、令和 7 年度新潟県の生活保護費が 9 万 9,219 円となっています。いずれも現行の最低賃金 985 円の月額換算の可処分所得推計、13 万 3,543 円を 3 万 4,000 円程度上回っていますけれども、働くことの価値を考えれば、到底満足できるものではないと思っています。また、これを、生活保護自動計算サイトによる算出になりますが、ひとり親家庭で 16 万 1,480 円、上越市、佐渡市で 15 万 450 円と、最低賃金を上回る金額であることを考える必要があります。

第 1 回専門部会の時に述べた内容と重複する部分はありますが、連合が独自に算出している、労働者が最低限生活を営むに必要な賃金水準、いわゆるリビングウェイジでは、新潟県は 1,130 円が必要とされているものの、現在の新潟県最低賃金は 985 円で、145 円の開きがあり、そもそもが足りていないと労働者側は考えています。

[労働者側 櫻井委員]

続きまして、労働者委員、櫻井からご説明をさせていただきます。

労働者の賃金に関してになります。スライド 4 をご覧いただきたいと思います。

まず、第 1 回専門部会でも述べさせていただきましたが、2025 年春季生活闘争の関連です。2025 年春季生活闘争は、前年を上回る回答が出る結果となっております。連合最終集計 7 月 1 日集計では全体で 5.25 パーセント、連合新潟最終集計は全体で 4.67 パーセント前年よりも高い水準でしたが、今年はそれも上回り、前年の賃上げの必要性が結果に表れていると考えております。なお、全体の賃上げ額は、連合新潟結成以来、過去最高額となっております。

次に、こちらは改めてであり、本日資料にはお付けしておりませんが、新潟労働局、N I G A T A N i j i W o r k プロジェクトでは、令和 5 年、賃金構造基本統計調査による新潟県の賃金額は、関東甲信越、中部地区で最も低いとされています。こういった実態

で、働く地域、住み続ける地域として新潟県が選択されるのか。この視点も加味しながら、引上げ金額について考えていただく必要があると考えています。

スライド 5 をご覧いただきたいと思います。令和 6 年度の最低賃金体系では、C ランクを中心に、目安を大きく上回る改定がされました。B ランクにおいても影響はあると思いますが、福島のプラス 34 円を筆頭に、目安プラスの改定が見られ、B ランクの県の加重平均は 1,004 円となっております。新潟県の最低賃金は、B ランク加重平均にすら届いていない状況であります。加えて申し上げれば、C ランク加重平均との金額差は 2023 年が 33 円でしたが、2024 年は 32 円と縮まっております。この現状をどう捉えるのか、しっかりと考へる必要があると、こちらのほうでも考えています。

[労働者側 遠藤委員]

続いて、通常の事業賃金支払い能力の部分について、私からご説明させていただきます。スライド 6 になります。

通常の事業の賃金支払い能力につきましては、直接的にそれをあらわすデータというものはありませんので、私どもとしては、通常の事業イコール事業の継続と考えさせていただいて、現在価格における水準、これは募集賃金の相場ですとか、そういうしたもので示させていただきたいと思っております。

スライド 6 の上段になりますけれども、これは、各種調査、統計調査から、また新潟労働局の定例雇用情報から、それぞれ金額を抜粋して載せさせていただいております。いずれの金額につきましても、時給換算しますと 1,000 円台後半を超えているという状況が見て取れると思っております。また、同じスライドの下段になりますけれども、新潟労働局の職業安定課の求人募集賃金の下限平均の推移になりますけれども、常用、常用的パートとともに 1,000 円台後半を安定して維持しているということが見て取れると思っております。

続いてスライド 7 です。こちらは新潟県の賃金構造統計調査、令和 6 年のものになりますけれども、その中から、新潟県の女性、19 歳所定内給与および 1 時間あたりの時間額を計算して、それぞれ産業別で抜粋をさせていただいたものとなります。ご覧いただきますと、見て取れますとおり、いずれの産業におきましても、こちらについても 1,000 円台後半を上回っている状況が見て取れると思っております。

続いてスライド 8 にまいりまして、こちらも賃金構造基本統計調査から、新潟県の男女短時間労働者の 1 時間辺りの所定内給与額について、こちらも抜粋させていただいております。ご覧いただきますと、令和 3 年から令和 6 年の間の産業計、産業別の推移を記載しておりますけれども、特に赤枠で括らさせていただきました産業計の部分をご覧いただき

たいと思いますが、令和 3 年以降、安定して、こちらは 1,100 円となっておりますし、また、年々上昇してきているということが見て取れると思っております。

客観的なデータということで申し上げれば、企業の経営が非常に厳しいという状況があればこういった推移にはならないと、労側としては思っているところでございます。

最後にスライド 9 に移らせていただきますが、こちらは、中央の目安小委員会の中で労側委員から提出させていただいた資料の抜粋となります。募集賃金の関係を記載させていただいておりますが、こちらで作成しましたのは、民間の求人募集サイト等からデータを素材とさせていただいたものになりますが、こちらも安定して 1,100 円を超えてるというところが見て取れると思っております。

以上、生計費、賃金、賃金の支払い能力の 3 要素の観点からそれぞれ述べさせていただきまして、最後に私から、この 3 要素にのっとって労側が考える引上げ金額を申し上げたいと思っております。

まず金額から申し上げますと、96 円、引上げ率については 9.65 パーセントということで考えております。考え方につきましては、先ほど標準生計費のところで少し触れさせていただきましたが、1 万円程度伸びてきたということで、伸び率にしますと 9.65 パーセントになります。この標準生計費ですけれども、第 1 回の本審の中で資料としてお配りいただいた中で、標準生計費の説明等があります。この中には、令和 7 年 4 月の標準生計費はありませんが、説明書きの中には、令和 7 年 4 月の標準生計費は、令和 6 年度中の物価および消費水準に大きな変動がないものとして、令和 6 年 4 月分と同程度と推定するとされております。

つまり、昨年のこのタイミングにつきましては同様な考えであったというところであります、この 1 年を見ますと 9.65 パーセント伸びてきたということになります。物価上昇の影響については、既に皆様ご承知だと思いますけれども、帝国データバンクから昨日公表されております飲食料品の値上げにつきまして、8 月 1,010 品目ということで公表されておりました。また、今後の見通しについては、2023 年以来、2 年ぶりに年間 2 万品目台の到達は確実とみられるということで、今後もこの値上げ、物価上昇は続いていくと思っております。

労働者側としましては、やはり最低賃金、最低限の生活を営むためのセーフティーネット、このように考えておりますので、やはり、生活者の生計費、これにはこだわっていきたいと思っております。なお、標準生計費の金額と比べると現行の最低賃金は上回っておりますけれども、この標準生計費、そもそもが足りていないと我々は思っておりますので、ぜひ、先ほど申し上げた引上げ金額ということで、労働者側は考えていることを述べさせていた

だきます。

以上でございます。

[佐々木部会長]

ありがとうございました。

ただいまの労働者側のご説明に関しまして、使用者側からご質問はございますでしょうか。

[使用者側 徳武委員]

私から 1 点、質問をさせていただきたいのですけれども、先ほどの田辺委員のお話の中に実質賃金がマイナスになっているというお話があって、確かにそのとおりなのですが、参考までに、実質賃金はどのようにはじき出されているのか教えていただけますか。

[労働者側 遠藤委員]

実質賃金、お配りいただいた資料の中にもあるかと思いますが、賃金の伸びと物価の伸び、こういったものを総合的に換算して公表されていると思っておりますけれども、計算方法ですか、そういったことは私どもで算出しておりませんので、お答えになつてあるかどうか分かりませんが、そのようなところだと思っています。

[使用者側 徳武委員]

要は、給与の伸びと物価の部分を見て、ということですよね。

全くその通りだと私も思うのですけれども、給与のほうは、何の給与を見ていらっしゃるのですか。

[労働者側 遠藤委員]

答えになつてあるかどうか分かりませんけれども、いただいた資料の中には、現金給与総額ですか、決まって支給される給与、そういったものがあると思います。実質賃金の部分については、総務省で統計を取って公表されていると承知しておりますので、すみません、私のほうでその具体的なところまではお答えができませんので、申し訳ございません。

[使用者側 徳武委員]

すみません、結構です。そのとおりなのですけれども。

私も、今回議論に臨むに当たって、その辺を非常に気にしていろいろ見たのですが、なぜこんなにマイナスなのかと思ったのです。

遠藤委員のおっしゃったとおり、現金給与の総額とか、決まって支給される賃金の総額を見て、その伸び率で見ているのですけれども、前回も説明申し上げましたけれども、総額はあまり伸びていないです。今日お配りいただいた資料もそうですし、0.1パーセントだったか忘れましたけれども、0.1パーセントくらいしか伸びていないです。総額の話なのです。

よくよく見てみると、同時に労働時間もそれ以上減っているので、分かりやすく言うと、皆さん、春闘で頑張って賃上げをされたのですけれども、働き方改革もだいぶ進んだと思います、労働時間が減ってて、給与の総額が増えないので、給与の総額の伸び率と物価の上昇率を比べると実質賃金はマイナスになっているということなのですけれども、これは比較としていいのかなという実は問題意識がありまして、ですから私は時給換算額を引っ張り出して計算してみたのです。そういうことも考えながら、見ていただくという目線に持つていっていただけばいいかと思いまして、ご質問させていただきました。

[佐々木部会長]

ありがとうございます。

[労働者側 櫻井委員]

それに関連していいでしょうか。労側委員の櫻井でございます。

私も中小の関連の担当をさせていただいておりますので、徳武委員おっしゃるとおり、労働時間は確実に減っている。ただ、所得は年収ベースでおそらく同じだと思うのですけれども。

八木委員からもありましたけれども、効率化がおそらく現場のほうではかなり進んでいるのではないかというところはあります。付加価値で考えると、おそらくここまで下がっているよりもむしろ上がっているという、我々の調査でもそういったデータは確かあったと思います。補足というか、そういう認識でいるところです。

[佐々木部会長]

今、効率とおっしゃったのは生産性でとらえていらっしゃいますか。

[労働者側 櫻井委員]

結局ですけれども、付加価値で見ている部分のデータが JAMで多分ありますて、そこでは下がっていなくてむしろ上がっているというデータの出方でしたので、労働時間は確かに徳武委員おっしゃったように減っていますけれども、その生産額というか付加価値で見た場合下がっていないはずです。効率化は進んでいるような感じです。

[佐々木部会長]

ありがとうございました。

ほかにご質問はございますでしょうか。

[使用者側 八木委員]

効率化ということで、おっしゃいましたが、先ほど私も申し上げましたけれども、人手不足の中で人員が確保されないので省力化を図っていかざるを得ないというのが現状だと思います。

省力化を図っていくための設備投資をしているので、設備投資については増加傾向の数字が出ているとご説明したとおりで、そのための、投資のための原資として収益が使われているという現状と、先ほど説明したとおりでございますので、念のため、付け加えておきます。

[佐々木部会長]

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

ここで一旦金額をもう一度確認したいと思いますが、使用者側から提示があったのは 40 円引上げの 1,025 円。労働者側からは 96 円引上げの 1,081 円ということで間違いないでしょうか。

[使用者側 徳武委員]

はい。

[労働者側 遠藤委員]

そのとおりです。

[佐々木部会長]

承知いたしました。他にこの場でご主張されたいことはございますか。

よろしいですか。

ないようですので、ここから二者協議に入りたいと思います。

本日は、まず、使用者側委員からお願ひしたいと思いますが、公使協議の前に打合せの時間は設けたほうがよろしいですか。

[使用者側 徳武委員]

すぐでよろしいです。

[佐々木部会長]

承知いたしました。

それでは公使会議から始めたいと思います。事務局から連絡をお願いします。

[事務局]賃金室長補佐

この後、二者協議となります。

非公開となりますので、傍聴の方はこの場でお待ち願います。

委員の方につきましては、控室を今からご案内いたします。公益委員の方は3階の第3小会議室、労働者側委員の方につきましては、3階の労働基準部長室となります。使用者側委員の方につきましては、3階の第2小会議室が控室となりますので、よろしくお願ひいたします。このあとご案内するようにいたします。

公使会議をこれから始めるということなので、公益委員と使用者委員の方については、公益の委員の控室、3階の第3小会議室へ移動をお願いいたします。

では、よろしくお願ひいたします。

(二者協議)

[佐々木部会長]

大変お待たせいたしました。全体会議を再開いたします。

まずは、私から二者協議の内容についてかいつまんで説明をいたしたいと思います。

まずは、公使協議を行いました。

その中では、特に、提示がありましたプラス40円の1,025円という金額に関して、具体的な説明をお願いいたしました。その中で、使用者側からは、

- ・このプラス 40 円というのはその実勢を反映したものである。—
- ・特に最低賃金に関しては、罰則、ペナルティという意味合いの非常に強制力の強い数値であるということの意味をきちんと考えていただきたい
というようなご意見をいただいております。

その後、労働者側との公労協議を行いました。

その中で、プラス 96 円の 1,081 円に関する具体的な説明をお願いしました。その中で、労働者側は、

- ・影響力等の懸念材料がありますが、実情を反映したものである
- ・生活を守るということが最低賃金に課せられている大きな意味合いである
というところを強調されていたかと思います。

両者に歩み寄りのお願いはいたしましたが、現状ではまだ中央の目安も出ていない段階で非常に難しいという状況でありますので、先ほどの二者協議の前に、三者協議の中でお示しをした金額から歩み寄るということはございませんでした。

もう一度結論からお話しますと、使用者側からは 40 円引上げの 1,025 円、労働者側からは 96 円引上げの 1,081 円という提示でした。

もう一つ、付け加えて、労働者側から示されたプラス 96 円に関しまして、私の認識があやふやだったので再度確認しましたので、その辺をもう一度この場でご報告します。

その 96 円の根拠ですが、標準生計費の 9.65 パーセントと、これまでの最低賃金の 985 円を掛け算すると、引上げ額としては 95.05 円になります。これを切り上げることで 96 円にしたということを確認しましたので、この場で報告したいと思います。

現在のところ両者の金額には 56 円の開き、隔たりがございますので、次回の会議におきましては全会一致になりますよう、労使双方、歩み寄りをしていただきたいと思いますので、どうかご検討をよろしくお願ひいたしたいと思います。

本日の議論はこれで終わりたいと思いますが、この場で、委員の皆様、ほかに何かご質問やご意見等、ご主張等ございますでしょうか。あと私の説明にも。

[使用者側 徳武委員]

今日は、労働側の皆様、ご意見も聞くことができて大変有意義だったと思っています。
ご意見については、私ども、別に批評するとかいうものではありませんけれども、1 点、よくわからないところがありますので、教えていただければと思います。

今ほどのお話の中で、96 円という金額を考える根拠として、標準生計費の令和 5 年と令

和 6 年の比較をすると 9.65 パーセント増えているのでというお話があつたかと思うのですけれども、これまでのお話の中で、労側の委員の皆様としては、生計費を考えるうえで標準生計費でなくて、連合さんのリビングウェイジなのだということをずっと言ってこられたと思いますが、今回の金額を算定するにあたって標準生計費を使われたというのは、流れが分からぬのですけれども、そこをご説明いただければと思います。

[労働者側 遠藤委員]

ありがとうございます。私から。

徳武委員、おっしゃるとおり、これまでリビングウェイジはこういった審議会の中で使用させていただいて、主張の中でも活用させていただきてきまして、名目、リビングウェイジでいきますと、新潟県の時給、必要な時給は 1,130 円で、現行の新潟県最低賃金と比べると、開きが 145 円。ここを、今後、今すぐにでも解消したいという部分は 1 点、気持ちとしてはあります。

ただ、いわゆる客観的なデータに基づいて考えていく意義は、あまり、我々の算出しているものを根拠として活用したいところがある一方、公に公表されている資料から算出していくべきだろうと、こういった考え方で、今回はまずは 96 円、9.65 パーセント引上げということで示させていただいたというところです。

[使用者側 徳武委員]

大変よく分かりました。ありがとうございました。

[佐々木部会長]

ありがとうございました。

他にご質問、ご意見等ございますでしょうか。

ないようですので、次に議題の(2)その他ですが、事務局から何かございますか。

[事務局] 賃金室長

ありません。

[佐々木部会長]

ないようですので、これで審議を終了したいと思います。

進行を事務局へお返しいたします。

[事務局]賃金室長補佐

ご審議、どうもありがとうございました。

次回の審議会の日程なのですけれども、第3回専門部会となりまして、8月5日(火)午前9時30分からでございます。場所は、4階供用会議室となります。ちなみに、我々から、座席の、メールでこの案内の会議室を連絡したのですけれども、その中で、場所を2階の労働局会議室、こちらで記載していたのですけれども、これは誤りでして、4階の供用会議室が正しいものとなります。今お手元にあるのが差し替えということで見ていただければと思います。お詫び申し上げます。

本日の専門部会はこれにて終了いたします。大変お疲れ様でした。どうもありがとうございました。